

ごみ分別案内システム広告掲載取扱要項

(趣旨)

第1条 ごみ分別案内システムに関連する市公式ホームページ内(以下「ごみ分別案内システム」という。)への広告の掲載については、東大和市広告掲載取扱要綱(平成24年2月13日施行。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(掲載の範囲)

第2条 ごみ分別案内システムに掲載することができる広告は、文字のみ(アルファベット、数字及び記号を含み、他のウェブサイトへのリンクを可とする。)とし、その内容が要綱第5条各号のいずれにも該当しないものとする。

2 要綱第5条第6号に規定するごみ分別案内システムに掲載することが適当でないと認められる広告は、次に掲げるものとする。

(1) 業種又は事業内容により規制されるもの

- ア 消費者金融又はギャンブルに係る広告
- イ 投機的商品に係る広告
- ウ 出資者及び出資金の募集に係る広告
- エ 債権の取立て、回収又は示談引受け等に係る広告
- オ 法令に定めのない医療類似行為に係る広告
- カ 興信所等に係る広告
- キ 法律で禁止されている商品、無許可商品等を扱う広告
- ク 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行う者による広告

(2) 表現又は表示により規制されるもの

- ア 人権を害するおそれのある広告又は性差別若しくは暴力的な行為を助長する広告
- イ 他をひぼう、中傷又は排除する広告
- ウ むやみに利用者を惑わせたり、不安を与えたりするおそれのある広告
- エ 市が推奨していると誤解を与える広告
- オ 求人をうたう広告

(3) 申込者により規制されるもの

- ア 行政機関からの指導を受け、その改善がなされないとみなされる申込者の広告
- イ 不渡手形の発行等により金融機関からの取引を停止されている申込者の広告

(4) その他市長が掲載を適当でないと認める広告

(広告の掲載場所及び位置等)

第3条 広告は、1申込者につき1枠を掲載させるものとし、広告の掲載場所は、ごみ分別案内システムに関連する市公式ホームページ内とする。また、その掲載位置、規格等は別表のとおりとする。

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、月を単位に定め、掲載開始月の属する年度末までとする。ただし、掲載期間満了の1か月前までに、取り下げの申し出がない場合、同一条件で満1年間自動更新をするものとし、以後も同様とする。

2 広告の掲載期間は、原則として、当該掲載を開始する月の最初の開庁日の午前10時から当該掲載を終了する月の最後の開庁日の午後5時までとする。

(広告掲載の募集)

第5条 広告の掲載の募集は、市公式ホームページ等により行うものとする。

(広告掲載の申込み等)

第6条 ごみ分別案内システムに広告掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は、市長が指定する期日までに、ごみ分別案内システム広告掲載申込書(第1号様式)(以下「申込書」という。)を市長に提出しなければならない。

また、申込者は法人または個人事業主に限る。

2 申込者は、前項の申込書に、次に掲げる書類等を添えなければならない。

(1) 掲載を希望する広告の電子データ

(2) 事業内容がわかる書類(登記簿謄本又はその写し、会社概要等)

3 広告の電子データの作成費用は、申込者の負担とする。

4 市長は、必要に応じて当該年度(納期が到来しているものに限る。)の市民税の納税証明書等の提出を求めることができる。

(広告掲載の承認等)

第7条 市長は、前条の申込書を受理したときは、担当部による広告掲載の適否の審査を経て、広告の掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により広告を掲載することを承認したときはごみ分別案内システム広告掲載承認通知書(第2号様式)により、不承認としたときはごみ分別案内システム広告掲載不承認通知書(第3号様式)により、申込者に通知するものとする。

3 申込者は、ごみ分別案内システムに広告を掲載する権利を、第三者に譲渡し又は転貸してはならない。

(広告料)

第8条 広告掲載の承認を受けた者(以下「広告主」という。)は、市長が指定する期日までに広告料の額に掲載期間の月数を乗じて得た額に消費税等の額を加算した額を一括前納し、年度ごとに指定した期日までに支払わなければならない。

2 広告料の額は、別表のとおりとする。

(広告主の申請義務)

第9条 広告主は、次の各号のいずれかに該当する場合は、ごみ分別案内システム広告掲載内容等変更・取消申請書(第4号様式)により、あらかじめ市長に申請しなければならない。

(1) 広告を差し替えるとき。

(2) リンク先ホームページのアドレスを変更するとき。

(3) 前各号に規定するもののほか、申込書の記載内容に変更等があったとき。

2 市長は、前項に基づく広告主からの申請に対し、その内容について承諾するときは、ごみ分別案内システム広告掲載内容等変更・取消承認書(第5号様式)により広告主に通知するものとする。

(広告掲載の取消)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、広告の掲載を取り消す

ことができる。

- (1) 広告主が、広告料を指定期日までに納入しなかったとき。
 - (2) リンク先ホームページが、予告なく閉鎖されたとき。
 - (3) 広告主のホームページの内容が、広告掲載開始以降に変更され、要綱第3条の規定に反する状態に至っていると判断したとき。
 - (4) 広告主の反社会的行為等、広告主に関する事情により、広告を掲載することが不適當であると判断したとき。
 - (5) 広告主が虚偽の申請をしたとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、この要綱に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定による取り消しの決定に当たり、要綱第13条に規定する広告審査委員会の意見を聴くことができる。
- 3 第1項により広告の掲載決定を取り消す場合には、市長はごみ分別案内システム広告掲載取消通知書（第6号様式）により広告主に通知するものとする。

（広告料の還付）

第11条 既納の広告料は還付しないものとする。ただし、市の都合により広告の掲載ができない場合、または、市長が相当の理由があると認めたときは、未掲載月に係る広告料について還付することができる。

（その他）

第12条 その他ごみ分別案内システムに掲載する広告の取扱いについて必要な事項は、別に定めることとする。

附 則

この要項は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条、第8条関係）

広告の掲載場所 及び位置等	掲 載 場 所	市公式ホームページ内
	募 集 枠	1 枠
	掲 載 量	文字のみ200字以内
	文 字 色	2色とし、市公式ホームページ内と同色とする。 本文：黒色 リンク箇所：青色
	字 体 等	市公式ホームページ内の字体・サイズと同一
広 告 料	30,800円/月	
掲 載 期 間	1年間（初年度は年度末まで）とし、取り下げの申し出がない限り継続する。	